

議案第19号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月3日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
19号	1

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
(守谷市監査委員条例の一部改正)

第1条 守谷市監査委員条例(昭和53年守谷町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(守谷市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 守谷市公営企業の設置等に関する条例(平成16年守谷市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年守谷市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案	頁数
19号	2

## 提案理由（議案第19号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、既存の引用条項にずれが生じる条例について所要の改正を行うため、関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
19号	3

守谷市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>

議案 19号	頁数 4
-----------	---------

守谷市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定に基づき、事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定に基づき、事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

議案	19号
19号	5

守谷市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

19号	議案
6	页数